



〒101-0044  
 東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号  
 井門神田駅前ビル22号室  
 電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276  
 担当:永田

## 外国人労働者の雇用状況届出について

令和2年3月1日以降は、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出において、在留カード番号の記載が必要になります。今回は、外国人が雇用保険に加入する場合と加入しない場合の届出方法についてお伝えします。



### 雇用保険被保険者となる外国人の場合

雇用保険資格取得届や喪失届と一緒に、別様式(\*)に在留カード番号を記入し、ハローワークに提出する。

雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】

1. 事業所番号  
 4 9 0 0 - 0 0 0 1 1 1 - 0 記載例

2. 在留カード番号記載欄

雇用保険被保険者取得届(連記式)の場合は、個人別表の被保険者を記載する場合は記載不要	被保険者番号	氏名	在留カード番号記載欄 (※在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)
1	1	ABCDEF	A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D
2	2	GHIJKLM	A B 2 3 4 5 6 7 8 9 C D

5. 雇用保険被保険者資格取得届(連記式)個人別表

6. 雇用保険被保険者資格取得届



※別様式での届出は、取得届・喪失届の様式改正までの暫定措置です。

### 「在留カード」の主な記載内容

<b>居住地</b> 変更があった場合には裏面に記載されます。	<b>在留カード</b> 日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN 在留カード RESIDENCE CARD 氏名 TURNER ELIZABETH NAME 生年月日 1985年12月31日 性別 女 F, 国籍・地域 米国 DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION 住所地 東京都千代田区鍛冶町1丁目1番1号 階が間102号 ADDRESS 在留資格 在留資格のない方にはカードは交付されません。 在留期間(満了日) 在留期間中は(満了日まで)本邦に在留することができます。	番号 AB12345678CD 在留カード番号が失効していないかを確認することができます。(詳細は裏面へ)
<b>在留資格</b>	在留期間(満了日) PERIOD OF STAY 4年3月(2023年07月01日) 許可年月日 2019年04月01日 交付年月日 2019年04月01日 このカードは 2023年07月01日まで有効です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD	<b>顔写真</b> 在留カードの有効期限の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。
<b>有効期間</b> 在留カードには有効期限があります。ご確認ください。(注)	交付者 2019年3月31日までに交付された在留カードでは、「法務大臣」と記載されています。	

### 雇用保険被保険者以外の外国人の場合

「雇入れ・離職に係る外国人雇用状況届出書」に在留カード番号等を記入し、ハローワークに提出する。



今年4月施行の改正出入国管理法により、外国人労働者の受け入れのプロセスや支援等に関する規定の整備も進み、今後ますます多くの外国人を雇用することが予想されます。その一方で懸念されているのが不法就労問題です。事業主が、雇用している外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は、

事業主も処罰の対象になる可能性があります。外国人を雇用する際は、必ず在留カードを確認し、届出を行ってください。

● 在留カード及び特別永住者証明書の主な記載内容、偽変造防止対策等の確認方法

⇒ [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/pdf/zairyu\\_syomei\\_mikata.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/zairyu_syomei_mikata.pdf)

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277